

<複数の実務経験証明書が必要な場合はコピー(裏面も)をして使用してください>

第12回大阪府介護支援専門員実務研修受講試験
実務経験(見込)証明書 ※1

財団法人 大阪府地域福祉推進財団理事長 様

所在地

施設又は事業所名

代表者氏名

担当者氏名

連絡先電話番号



下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

| | |
|----------------------|---|
| 証明年月日 | 平成 年 月 日 |
| 氏名 ※2 | 大正・昭和・平成 年 月 日生 |
| 施設又は事業所名 (法人名も記載) | (同一法人・団体等であっても勤務先施設・事業所等がある場合は、それぞれ証明をお願いします。) |
| 所在地 | (本部・本社の住所ではなく、勤務先施設・事業所の住所を記入してください。) |
| 直接対人援助業務 業務期間 | 昭和・平成 年 月 日 ~ 昭和・平成 年 月 日 (年 ヶ月 日) (育休期間のある受験者は休暇取得前の期間と休暇取得後の期間に分けて証明をお願いします。また社会福祉士、介護福祉士以外の国家資格に基づく業務は、登録年月日以降の業務を期間を記入してください。) |
| 上記のうち業務 に従事した日数 | 日 「約」「およそ」等の曖昧な表現は使用せず、実際に勤務した日数を記入してください。 |
| 業務内容 | 具体的な業務内容を 記入してください。 例 看護業務、〇〇施設生活相談員、指定居宅サービス事業所の訪問介護員等 |
| | 該当する受験資格コード 番号を記入してください。 |

注意事項

受験申込書(個人開業者を除く)が自書したもの、証明権限を有する者(長)の印(職印)のないもの、記入もれ及び訂正事項について証明権限を有する者の訂正印のないものは無効となります。

- ※1 見込証明でない場合は、表題の(見込)を二重線で消してください。
見込証明を提出する受験者は、平成21年10月30日(金)までに、改めて実務経験(見込)証明書を必ず提出してください。
提出期間内に提出がない場合は、受験が無効になりますのでご注意ください。
- ※2 受験者と証明者が同一の場合は、本人が発行した実務経験証明書に併せて、開業許可書、認可書届出書等開設年月日を証明できる書類の写しを添付してください。
結婚等により実務経験証明書と受験申込書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本(原本)を添付してください。
- ◆ 実務経験証明書に記載の就業状況について、確認を行いますので、裏面の記入要領をよく読み正確に記入してください。

実務経験（見込）証明書記入要領等

- 1 実務経験証明書は、介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の有無を証する重要なものです。
- 2 施設又は事業所等勤務先の変更があった場合は、それぞれの勤務先の実務経験証明書が必要です。
- 3 実務経験証明書を作成する際には、試験要領及び次の作成要領に注意のうえ作成してください。
 - ① 実務経験証明書の証明年月日は、必ず記入してください。
 - ② 代表者氏名には職名も記入し、使用する職印は「長の印」を使用してください。
 - ③ 「担当者氏名」は、実務経験証明書で記入した就業状況について、担当者に確認するためのものですので、必ず記入してください。
 - ④ 「氏名」欄は、勤務時の氏名を記入してください。
 - ⑤ 「生年月日」欄は、元号を○で囲み、生年月日を記入してください。
 - ⑥ 「施設又は事業所名」欄は、受験申込者が所属する又は所属した施設名等（法人名も記載）を記入してください。
 - ⑦ 「施設又は事業所所在地」欄は、施設又は事業所の住所を記入してください。
 - ⑧ 「業務期間」欄は、受験申込者が要援護者に対する対人の直接的な援助を行っていた期間を記入してください。なお、証明年月日以降の実務経験を見込みで証明する場合は、実務経験（見込）証明書としてください。ただし、この試験において実務経験が認められる期間は、平成21年10月24日（土）までです。

※ 社会福祉士、介護福祉士以外の国家資格等取得者の国家資格に基づく業務は、登録年月日以降の業務期間を記入してください。
 - ⑨ 「うち業務に従事した日数」欄は、就業期間内において実際に業務に従事した日数（休日、休暇、病気、休職等で業務に従事しなかった日を除いた日数）を記入してください。1日の勤務時間が短い場合でも、1日勤務したものとみなします。

なお、証明年月日以降に従事する日数を、見込で証明する場合は、実務経験（見込）証明書としてください。ただし、この試験において実務経験が認められる期間は、平成21年10月24日（土）までです。
 - ⑩ 業務内容については、具体的に記入していただき、試験要領又は財団のホームページを参考に該当する受験資格コード番号を記入してください。

（財団ホームページアドレス <http://www.fine-osaka.jp>）

※介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の39第1項第2号により、不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員の登録を消除する旨規定されています。